

令和8年度 市・府民税 申告について

令和8年度の市・府民税申告書を送付しますので、申告が必要な方は必ず期限内に申告してください。⇒申告書の提出方法については下部をご覧ください。

申告会場で申告される方は、同封の『申告期間及び申告受付場所の案内について』をご覧ください。

※電子での申告にご協力を願います。(電子及び郵送の場合は、予約不要です。)

市・府民税の申告をする必要がある方とは？

「はい」「いいえ」の矢印にそって進んでください。

令和8年1月1日現在の住所は枚方市ですか？

はい

令和8年1月1日現在の市区町村で申告してください。

※住民票が枚方市にある方で他市又は海外に居住している場合はご連絡ください。

令和7年中に収入はありましたか？

(雇用保険の失業等給付・障害年金・遺族年金・児童手当等の非課税所得のみの方は「いいえ」に進んでください)

はい

令和7年中に収入がなかった方・非課税所得のみの方は、申告の必要はありません。

ただし、枚方市の福祉・医療サービス（国民健康保険、国民年金、介護保険、保育所など）や給付措置などで、市・府民税の課税状況を使用する場合は、市・府民税の申告をお願いします。

申告書表面上部の『個人番号』『住所』『氏名』『生年月日』『電話番号』『無収入申告チェック欄』にご記入の上、提出をお願いします。

市・府民税の申告は不要です。

はい

税務署に所得税の確定申告書※を提出しますか？

いいえ

※公的年金等収入が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下の方は所得税の確定申告書の提出は不要です。（ただし、所得の還付を受けられる場合は税務署で確定申告をしてください。）

⇒枚方市ホームページの『住民税試算システム』で還付の対象になるか判定できます。

令和7年中（1月1日～12月31日）の収入の種類はなんですか？

給与	公的年金等（遺族年金・障害年金を除く）	営業、不動産、個人年金など
通常は申告不要です 勤務先から枚方市に給与支払報告書が提出されます。	通常は申告不要です 日本年金機構などから枚方市に年金支払報告書（源泉徴収票と同じもの）が提出されます。	申告が必要です 帳簿や領収書・証明書などを元に申告してください。
ただし、以下の方は申告が必要になります。 ➢ 年末調整しておらず、申告できていない控除のある方 ➢ 給与以外に営業、不動産等の収入がある方 ※勤務先から枚方市に給与支払報告書が提出されなかった場合は、源泉徴収票等を添付して申告する必要があります。	ただし、以下の方は申告が必要になります。 ➢ 年金の源泉徴収票の記載内容に変更がある方（配偶者・特別控除対象の特定親族の有無、扶養人数など） ➢ 医療費控除や生命保険料控除など追加の控除がある方 ➢ 公的年金以外に営業、不動産などの収入がある方 ※公的年金以外の収入がなく、年金の源泉徴収票の記載内容に変更のない方で、医療費控除や生命保険料控除などに追加がない方は、申告の必要はありません。	

市・府民税の申告書の提出方法について

※電子での申告にご協力を願います。

★令和8年度申告分からeLTAX（エルタックス）での電子申告が開始されます。

- マイナポータルからリンクしたeLTAX個人住民税電子申告システムにおいて、お使いのスマートフォンやパソコンで申告ができます。
- 詳しい申告方法につきましてはeLTAXホームページをご覧ください。

★特に以下の方は電子または郵送での提出をお願いします。

- 令和7年中に収入が無かった方・非課税所得（雇用保険・障害年金・遺族年金・児童手当など）のみの方
- 上記以外の方で収入が給与や公的年金のみの方
- 電子申告の場合は、マイナポータルから電子での申告が可能な方 ※必要書類は必ずデータ化して添付してください

【注意】市・府民税申告書を電子や郵送で申告する場合、記入漏れや資料の添付漏れがないようお願いします。

証明書類の添付がない場合や、記入内容に不備がある場合は所得控除等が適用されませんのでご注意ください。

また、郵送で提出された添付書類は原則としてお返ししていません。返却が必要な場合は、返却希望の資料名を明記の上、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

裏面へ

★窓口で提出される方は、市・府民税の申告会場の受付に申告書と添付書類を持参してください。

●枚方市ホームページの【住民税試算システム】で作成していただいた申告書等、申告書が全て記入され、必要書類全てが添付されている方については申告書と添付書類の提出のみで申告できます。提出を希望される場合は、係員に提出のみの旨をお伝えください。ただし、記載内容や添付書類の確認を希望される場合は、事前予約が必要となります。

市・府民税の申告の際に添付・提示する書類

申告書を提出するときに、以下の書類をその区分に応じ添付又は提示しなければなりません。

また、個人番号（マイナンバー）の記入については、同封の『市・府民税申告書への個人番号（マイナンバー）記入について』をご確認の上、本人確認書類（番号確認及び身元確認書類）の提示が必要となります。郵送の場合は、写しを添付してください。

市・府民税申告書の①収入金額等の申告に必要な書類

所得の種類	添付又は提示する書類	チェック欄	原本の提示の有無
給与	給与所得の源泉徴収票 ※源泉徴収票が無ければ給与明細書など	<input type="checkbox"/>	コピーでも可
公的年金等雑所得	公的年金等の源泉徴収票	<input type="checkbox"/>	コピーでも可
配当や株式等の譲渡	申告する譲渡や配当等の種類に応じた支払通知書、あるいは特定口座年間取引報告書	<input type="checkbox"/>	コピーでも可
上記以外のすべての所得	収入金額や必要経費がわかる書類、記帳帳簿等（※1）	<input type="checkbox"/>	コピーでも可

（※1）事業所得、不動産所得又は山林所得がある方へ

平成26年1月から個人事業を営む全ての白色申告者に記帳義務・記録保存義務が課せられました。

市・府民税申告書の③所得から差し引かれる金額を記入した方

控除の種類	添付又は提示する書類	チェック欄	原本の提示の有無
雑損控除	災害等に関連して被害の内容や盗難等で損害を受けた金額がわかる書類や領収書	<input type="checkbox"/>	原本を提示※2
医療費控除	通常の医療費控除…医療費控除の明細書・医療費通知 セルフメディケーション税制…セルフメディケーション税制の明細書 ※いずれの医療費控除も医療費の領収書の提出は不要です。	<input type="checkbox"/>	明細書は原本を提出（領収書は不要）
社会保険料控除	国民年金保険料及び国民年金基金の控除証明書	<input type="checkbox"/>	原本を提示※2
	国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、任意継続保険料など社会保険料を支払ったことがわかる書類		コピーでも可
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金額の証明書	<input type="checkbox"/>	原本を提示※2
生命保険料控除	支払額などの控除証明書	<input type="checkbox"/>	原本を提示※2
地震保険料控除	支払額などの控除証明書	<input type="checkbox"/>	原本を提示※2
勤労学生控除	学生証又は学校などから交付を受けた証明書	<input type="checkbox"/>	コピーでも可
障害者控除	障害者手帳など障害の程度がわかる書類	<input type="checkbox"/>	コピーでも可
日本国外に居住する親族に係る扶養控除	親族関係書類及び送金関係書類（※3） (これらの書類が外国語で作成されている場合は、その翻訳文)	<input type="checkbox"/>	コピーでも可

（※2）窓口で職員の確認を受けた書類はお返しします。それ以外は提出となります。ただし、電子申告の場合は（※4）をご参照ください。

（※3）30歳以上70歳未満の国外居住扶養親族については、上記の書類に加え下表の書類も必要です。

対象者	添付又は提示が必要な書類	チェック欄	原本の提示の有無
留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方	外国政府又は外国の地方公共団体が発行した留学の在留資格をもって在留者であることを証する書類	<input type="checkbox"/>	コピーでも可
障害者	障害者とわかる書類（障害者控除と同じ）	<input type="checkbox"/>	コピーでも可
扶養主から前年において生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方	送金関係書類でその送金額等が38万円以上であることを明らかにする書類	<input type="checkbox"/>	コピーでも可

＜寄附金に関する事項＞

控除の種類	添付又は提示する書類	チェック欄	原本の提示の有無
寄附金税額控除	寄附した団体などから交付を受けた寄附金の受領証等	<input type="checkbox"/>	原本を提示※2

電子申告をされる方の添付書類について

控除の種類	添付又は提示する書類	チェック欄	原本の提示の有無
	必要な書類等は窓口や郵送で申告する場合と同じです。	<input type="checkbox"/>	書類を画像データ等にして添付してください※4

（※4）書類を撮影したもの（JPEG）、データで作成したもの（ExcelやWord、PDF）等、様々な拡張子に対応しています。

詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

TEL: 072-841-1221 (代表)

FAX: 072-841-3039